

令和 元年

松 前 町 議 会

水道事業経営戦略策定に関する  
調査特別委員会

(第2回)

会 議 録

自 令和元年11月18日

至 令和元年11月18日

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会委員長 近 江 武

# 水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会 (第2回)

令和元年11月18日(月曜日)

---

## ◎出席委員(11名)

委員長	近江武君	副委員長	西川敏郎君
委員	疋田清美君	委員	飯田幸仁君
委員	沼山雄平君	委員	宮本理恵子君
委員	福原英夫君	委員	工藤松子君
委員	梶谷康介君	委員	斉藤勝君
委員	堺繁光君		

---

## ◎欠席委員(0名)

---

## ◎職務のため出席した議員

議長 伊藤幸司君

---

## ◎出席説明員

水道課長	高橋光二君	水道課主幹	熊谷芳昭君
水道課主査	五十嵐範明君		

---

## ◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局書記	三上大輔君		

○近江委員長 おはようございます。

ただ今から、水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会を開催致します。

本日の委員会は第2回目であります。直ちに会議を開きます。

始めに、審査方法についてお諮り致します。

本日の委員会は、始めに正副委員長において新たに提出させた資料について説明を受け、次に、前回の委員会において提出のあった資料も含め、本日提出された資料と合わせた中で質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○近江委員長 ご異議なしと認め、そのように進めることに決定致しました。

始めに、本日新たに提出された資料についての説明を求めます。水道課長。

○高橋課長 おはようございます。

前回の会議におきまして、若干の説明不足があったということで、今回追加資料を提出させていただきましたので、その内容について説明致します。

追加資料の1ページをお開き願います。まず、水道事業会計の状況ということで、主に平成30年度の決算を基に水道企業会計の仕組みについて、説明させていただきます。

本来、水道の、上水道は公営企業会計法の適用を受けまして、これに基づき独立採算を基本に運営されております。なお、簡易水道につきましては、これまでは公営企業会計の法律は適用されず、一般的には特別会計で運営されているところが多いものです。松前町の場合は、上水道と簡易水道合わせてこの企業会計法を適用して運営しております。また、簡易水道も含め、現在国では下水道会計など、全ての公営企業会計において法の適用を行う方向で、現在進められているところでもあります。

水道事業会計は、皆様ご承知のとおり、大きく三つの部門に分かれております。一つ目は、収益的収支勘定で、いわゆる3条予算です。これは、水道料金等の収益を基に事業運営に係る費用を独立採算を基本に運営するものです。平成30年度の決算では、収入、1億9千124万円に対しまして、支出が1億7千310万円で、これから消費税分を除いた1千265万円が純利益となっております。この収益的収支勘定の今後の推計を資料2ページに載せております。

2ページをお開き願います。2ページ、上の表及びグラフは、現状のままでいった場合の、水道料金でいった場合の推計です。令和7年度から純利益は純損失、いわゆる赤字になりまして、未処分利益剰余金より補填しなければならない形となっております。そして下の表とグラフは、仮に令和6年度から水道料金を20%アップした改定を行った場合の推計であります。10年後には、1千752万円の赤字の見込みだったものが、料金改定をすることによりまして、令和11年度には427万円の純利益を確保できる見込みと推計しているところであります。

1ページにお戻り願います。収益的収支の純利益につきましては、現金と致しまして未処分利益剰余金として管理しております。平成30年度の決算で、この未処分利益剰余金の状況につきましては、1ページ、一番右側の下の部分に掲げておりますが、年度当初に3億2千590万円の残高がありましたが、平成30年度は1千265万円の純利益を加えることにより、年度末決算3億3千855万円となっているところであります。この未処分利益剰余金の今後の推計につきましては、3ページに掲げております。

3ページをお開き願います。3ページ、先ほど収益的収支勘定の推計と同様に、上が現状の水道料金の場合で、下が令和6年度に料金改定を行ったと仮定した場合のものです。

これによります推計では、現状では10年後に3億1千585万円となる残高が、料金改定を行った場合には、令和11年度に4億5千504万円の残高を確保することができるの見込みとなっております。

もう一度1ページにお戻り願います。収益的収支の支出の費用の中には、減価償却費等が含まれておりまして、これにつきましては、投資した設備の更新に備えた、いわゆる積立金のようなものですが、損益勘定留保資金として管理されております。この損益勘定留保資金の平成30年度の決算の状況は、年度当初6千769万円の繰越額に対しまして、受入額が8千193万円、資本的収支勘定の不足額への補填が9千730万円ありましたので、年度末残が5千259万円となっております。ここで言う資本的収支勘定につきましては、いわゆる4条予算であります。1ページ左側の下の部分にありますけれども、収入と致しましては企業債、一般会計からの補助金、他会計負担金等となっております。支出につきましては、建設改良費元金償還金等になりまして、ここで収入、支出の不足が生じた場合、この損益勘定留保資金から補填するということになりまして、平成30年度の場合は、9千730万円ほど補填しているものであります。

この損益勘定留保資金の今後の推計につきまして、4ページに掲げております。損益勘定留保資金の推計につきましては、水道料金の改定の有無に関係はなく、今後、施設の更新等必要な投資は行っていくと仮定した上で、これに伴う受入額の減価償却費、資産減耗費、長期前受金戻入額、消費税調整額については、計画的に確保されていかなければならないとして推計しております。これによって、毎年度の年度末の残高は、令和3年度からマイナスとなっております。10年後の令和11年度には2億3千356万円の赤字になると見込まれているところであります。

最後に、これらの各予算を全て網羅して、それでは、松前町の水道企業会計で持っている現金はどうなるのかという推計が、5ページになります。5ページをお開き願います。これについても上段が現状のままの推計、下段が料金改定を行うと仮定した場合の推計であります。表の区分ですが、上から未処分利益剰余金、これは、3ページの資料のものであります。次に、積立金3千695万円、これは現在の積立金ですが、今後増額も減額もしないと仮定しております。次に、年度末損益勘定留保資金で、先ほど4ページで説明したものです。これを合わせました現金の残ですが、現状のまま進みますと減少が続きまして、10年後には残高1億6千133万円まで減る見込みとなっております。下段の料金改定を行った場合ですと、10年後には残高2億7千873万円と見込んでおります。

いずれに致しましても、大変厳しい試算となっておりますことから、今後の事業運営につきましては、より一層の経営の合理化を目指しながら、確実な水道試算の管理を行うことにより、安全、安定した水道水の確保に全力で取り組まなければならないと考えております。委員皆様方におかれましては、より一層のご理解とご指導、ご鞭撻を賜りますよう、改めましてお願いするところであります。

以上で、本日追加資料として提出していただきました内容の説明とさせていただきます。本日もよろしくお願ひ致します。

○近江委員長 説明が終わりましたので、これより前回の委員会において提出のあった資料も含め、質疑を行います。

質疑ございませんか。

堺委員。

○堺委員 単純な質問ですけど、平成11年までの試算を出していただきました。大体人口減少と言うんですか、進んでいきますから、当然所帯数も減ってくると思うんですけど

も、どれくらいの所帯数でこれを算出したのか、お知らせ願いたいと思います。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 これにつきましては、前回の資料で42ページに示しておりますけれども、人口の推計につきましては、国の国立社会保障人口問題研究所の数値、また、町の総合計画、地域総合戦略における推計、また、うちの方で給水人口を基にした予算ベースでその動向を推計した数字を使っております、今回の経営戦略におきましては、一番厳しい状況となっております、この42ページでいきますと緑の線ですけれども、給水人口の増減の傾向を基に推計した、令和11年度には4千742人という推計をしているところであります。

○近江委員長 堺委員。

○堺委員 前回の資料で、4千742軒、所帯って言うんですか。これ、だけど国の減少の推計からいくと少しやわらかいのかなあと感じてましたんですけど、どうなんでしょう、その辺の違いは。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 国の推計ですと、この42ページでいくと上の方で5千219名となっております。うちの方の給水人口の推計でいきますと4千742ということで、国の推計よりは500人ほど厳しく見ております。これにつきましては、やはり人口、ここに人口として住所があっても水道止めてる人とか、やはりそういう部分で、そういう方が増えてきてる現状もありますので、実態に合わせた推計ということで、こっちの厳しい数字を用いることにしております。

○近江委員長 堺委員。

○堺委員 数字からいくと国の推計でも厳しくは見てるんですけど、私の感じるころでは、もっと厳しく計算しておいた方がいいような感じもするんですけども、いかがでしょうか。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 今後の減少については、本当に厳しい、水道だけの事業じゃなくて、人口推計は厳しいものがあると思うんですけども、来年国勢調査等もあります。その国勢調査の結果次第では、この国の人口問題研究所の推計も変わってくると思いますので、この経営戦略自体は、基本3年ごとに見直しというふうな方針を掲げておりますので、その新しい推計等が出ましたら、また新たに見直しして、常に実態に合わせた推計をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○近江委員長 他に。

沼山委員。

○沼山委員 今回、資料提出いただいて、非常にわかりやすいと思っております。そこです、現状のまま、それから令和6年度から20%水道料金を上げた場合ということで試算、推計出していただいたんですが、そこです、前回説明あった水道施設統合計画案であります。これを用いることによって、これは大幅に緩和されるのかなというふうな、単純にそう思うわけなんです、その辺のところどうなんでしょう。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 統合を進めることによりまして、私どもが考えておりますのは、まずは投資額の平準化をまず目指したいということで、これによって、統合することによって水道の料金の負担が軽くなるかと言いますと、決してそうではなくて、単純に言うと本来であれば2倍、3倍の水道料金をとらなければいけないところを何とか2、30%の増額で乗り

切っていかなければならないという考えのもとに、この統合を進めるものであります、考えているところであります。投資したものの設備につきましては、先ほども説明したとおり、減価償却等で更新費用をまかないながら計画的に進めていくんですけども、それ以外の管理費用ですとか、維持管理費用、またはちょっとしたそういう設備の修繕費、そういうものの経費が今後大きな負担になってきて、それは、先ほど説明しました3条予算の料金収入でまかなっていかなければならないことになります。ですから、この料金収入が今後減るといふような推計の中では、いかにこの10年後、20年後の管理費用を少なくするか。それは、人件費も含めてなんですけども、そういうものを削るしかないと考えておりますので、その管理がしやすくなるように設備を統合して、今松前町に四つある浄水場は簡水一つと上水一つの二つにすることによりまして、人的な面でも費用的な面でも維持経費を節約するというところで、将来的な負担、本当に10年後、20年後、もっと先も含めて経費を圧縮するということになろうかと考えております。

○近江委員長 沼山委員。

○沼山委員 ということはですね、松前町の水道事業において、末永く持続可能な、この水道事業を維持するためには、この水道施設の統合計画っていうのは、やっぱり避けては通れないというふうな受け止め方でいいのかなと思います。また、前回上川の水源地の老朽化など様々な話出ましたが、今後大松前川の奥に水源地を設けるといった場合においても、やはり今後の見通しとして、末永く持続可能な松前の水道事業においては、どちらがどういふふうな形で選択肢っていうのはあるのかなというふうなことを思うんですが、その辺のところをちょっと教えていただけますか。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 この統合計画につきましては、この方針がある程度決まったら、具体的な試算って言いますか、基本計画なるものを作って、概算の事業費等を出していくんですけども、今のところ事業費につきましては、それほど統合に係る費用につきましては、それで更新しなくてもよくなる経費と、新たに繋ぐための管の経費をやると、それほど、例えば半分になるとか、そういうものではありません。ただ、それについては将来、先ほど話したように将来的な維持管理のことを考えると、経費の節減になろうかと考えております。

及部川からこちらの方に変える計画につきましては、前回も説明したとおり、及部川から10キロ近くある導水管を更新するとなると2億円以上の経費が見込まれておりますので、それについてはこちらから引っ張ることによって、かなりの経費の節減ができるということです。いずれにしても、当初の整備した頃の人口であると、それは考えられない計画だったんですけども、今のこれだけ人口減少が進んだ中だからこそ見直しができる状況となっております。上水場の水の稼働率が30%という現状を踏まえましても、統合するのが現実的でないかなということで、今回このような計画を示しているところであります。

○近江委員長 その他に質疑ございませんか。

福原委員。

○福原委員 少し質問させていただきます。財政の関係、わかりやすくいいですね。これからの推移が一目でわかるようなね、資料でした。

それで、少し初歩的な質問かなと思うんですけども、前回の関係で質問しないでその場を終わろうということだったもんですから、ちょっと振り返って質問させていただきます。これは、確認行為なんですけどもね、いつまで申請して、いつから着工するのかなあっていうのが1点教えてください。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 この経営戦略について、いつまでに申請するのかということですが、経営戦略につきましても、国にできたものを提出するとか、これについて承認していただきって言って申請するという計画の、そういうような性格のものではありません。これから事業を進めるうえで個々の、例えばこの事業やります、水利権、取水場所を及部からこちらに変えますとかっていう具体的な話になると申請なり、計画の提出なりはあると思えますけども、現時点では、この経営戦略は町として策定しなさいということで策定することが求められておまして、これについては議会で議決を得る、総合計画のような、そのような性格のものでもありません。

ただ、毎年国の方からは全国の自治体に対しまして、経営戦略をつくっているかどうかという調査がまいります。この中で、まだ全国的には5割とか6割くらいしか策定した町がないということで、国は令和2年度中に全国で100%策定するようというふうな指導であります。更には、令和2年度からは、全国の策定状況を国は公表するということになっております。ですから、令和2年度の秋頃になりますと、まだつくってない自治体はここここここですよってというのが国によって発表されることになっておりますけれども、松前町は1年前倒して今年度中に策定したいと思っております。

また、この経営戦略を策定しないとということで、前回も説明しましたが、ペナルティと致しましては、その策定を前提として企業債を使えるようにするとか、交付税の活用が認めるとか、そのようなペナルティも用意されているところであります。

また、事業の開始年度は、じゃあいつになるのかということなんですけれども、今回の経営戦略と致しましては、将来的な方向性をこのように行きたいというふうなことを示しているものでありまして、個々の事業につきましても、これから検討して開始していくということになります。例えばの話なんですけども、水道料金の改定につきましては、今回の経営戦略の表現と致しましては、5年以内に水道料金の改定が望まれるというふうな表現でしております。ですから、水道料金改定に向けての取り組みは5年以内に改定できるようなスケジュールの下に、適正な時に提案を致しまして、町民の意見も踏まえながら決定していかなければならないと考えているところであります。

○近江委員長 福原委員。

○福原委員 そうすると、これから開始年度を決定するよというふうになると、5年後にして完成するっていうのは、大体2、3年ぐらにかかるとは、それちょっと。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 水道料金の改定は5年以内っていうふうには考えたときには、提案から住民の説明も含めて、最後は議会の議決を得ることになりますので、提案してから1年以上はかかるかなというふうには考えております。

また、それ以外の事業につきましても、この統合を進めない上でも更新しなければならない設備もあります。また、及部川の導水管につきましても、劣化しているっていうか、もう経年、耐用年数も過ぎている状態になりますので、これにつきましても、専門的なコンサルタントの意見、設計業者の力も借りながら水源地の移設について、取り組んでいかなければなりませんし、その後、それに伴う水利権の変更等の手続き等にも取り組んでいかなければならなくて、この水利権の変更についてもどれくらいの期間がかかるかというところ、なかなか難しいものがありまして、これについても2年、3年の期間をかけて取り組まなければならないと思っております。そういうことでお願いします。

○近江委員長 福原委員。



○福原委員 先ほど、国は令和2年までに全国で100%策定というふうなお答えになったかなあと思うんですけど、そうすると、全国で松前町も策定入ってますから、令和2年に完成したと、策定が終わったと。そうすると1年後には始まるよというシグナルはもう送っているっていうふうに捉えていいですよ。それとも、3、4年後になるというふうに考えて、シグナルを受け取って、シグナルですよ、決定でないですからね。そういうふうに捉えていいでしょうか。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 この経営戦略の一番の骨子は、将来の見通しを立てた中で、最低でも10年間の収支を均衡を図るような計画を立てなさいということでもあります。ですから、計画期間は令和2年度から11年の、今回の計画は10年間を予想しております。ですから、今の委員の質問からいくと、この計画は来年からスタートして、10年後までの計画になっております。そういう意味で投資試算等も含めて、10年間の試算を明確にしたところで

す。ただ、その中で赤字が見込まれるものですから、赤字が出ても留保資金で補えるという考え方もできるんですけども、それはまずいということで、今後の方針と致しまして、5年以内には料金改定が必要であろうということをお示しして、ご理解をいただくように取り組んでいかなきゃならないというふうな計画になっております。

○近江委員長 福原委員。

○福原委員 わかりました。それでね、こっちの前の資料で、気になったのがページ7ページに、厚生労働省資料現状と課題ということで、1から5があるんですけども、すごく重要なポイントなんですよね。それで、松前町として、この五つの課題をどういうふうに捉えてたのかなあ。そして、それがいろんな意味で最終的、最後までまだ行ってないですけど、それは最終的にいつやって、いつどういうふうに、どういう規模でという結論に達するんでないかなあと思うもんですからね。ここの課題の設定っていうのは重要だなと思ったもんですから、もう簡略でいいですから、ちょっと答弁してください。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 7ページの厚労省の資料ですけども、これにつきましては、松前町も同じ問題を持っているところです。松前町の人口は、国はこの厚労省の資料ですと、40年後には3割減少と試算しておりますけれども、松前町の40年後はですね、平成27年に町で示しております人口ビジョンでは、2040年、令和42年の目標と致しまして、人口4千人と推計しております。ですから、松前町の場合は、国は30%減となっておりますけれども、松前町は40%以上減少すると推計しているところであります。

今回の経営戦略の策定では、町と致しましては、給水人口は3割減少するというので、先ほども話しましたが、4千742人と推計しております。ただし、給水収益、この給水収益につきましては、人口3割減なんですけれども、2割くらい、2割ちょっと減少するというふうに推計してます。国は、全国的に水需要が40%減少すると予想しておりますけれども、松前町の場合、高齢化等が進んでいる中におきまして、水需要は減ってるんですけども、元々高齢者の方、例えばひとり暮らしの方っていうのは、基本料金内でまかなえているんですね。基本料金の中に7立米入ってるんですけども、高齢者になりますと7立米の中でまかなわれているもんですから、全体的には減ってるんですけども、基本料金は変わらず集めてるという部分がありまして、水需要が減っても松前町の給水の料金の低下は、今のところ、それよりも若干少ない20%と推計しているところであります。

この厚労省の2番目の水道施設の老朽化という部分ですけども、前の資料で26ペー

ジに示してるとおり、松前町の管路は全部103キロほどあります。近年の松前町で施設の更新をしているのは、その全体の0.7%の延長の工事をしておりまして、国では管路を全て更新するのに130年かかると想定しておりますけれども、松前町は、単純にこの0.7%の更新でいきますと、全部を更新するのに142年かかるというふうな計算になります。

また、耐震化につきましては、今後更新する場合は、管路につきましては耐震化を進めているものですが、浄水場につきましては、耐震化されておられません。これも含めてこれから浄水場整備する中では、耐震化するとなるとコストがかかりますので、例えば江良、それから札前の西部ですね、その浄水場につきましては、松前と統合することにより、その耐震化にかかる経費も圧縮しなければならないと考えております。

また、浄水場の稼働率も3割というふうな状況でありますので、規模を小さくすることによりまして、年々低下している稼働率につきましては、ダウンサイジングによりまして、適正な規模の施設を建てて、それを更新していくというふうなことになるかと考えております。

3点目、職員数の減少ということで、国も職員数は30年前の3割減、高齢化も進行しているということでもありますけれども、松前町は前回の資料28ページにお示ししたとおり、職員数につきましては、半分ということで、30年前の半分ということになっております。また、職員につきましては、計画の中でも示しているんですけども、松前町の場合は白神から原口まで、施設が多いものですから、最低でも技術職員を3名程度、現状の人数を確保していくことは必要と考えております。来年度退職する技術職員もおりますので、水道事業と致しましては、後継者を確保することによりまして、技術等の継承に取り組んでいかなければならないと考えております。

4点目に、厚労省で書いております水道料金の原価の話でございます。水道料金の原価につきましては、現在ぎりぎりな状況であります。実際問題と致しまして、簡易水道等に分けますと、例えば原口簡易水道等になりますと、大幅な原価割れとなっております。町全体と致しましては、立米あたり1円程度の黒字と言いますか、となっておりますけれども、簡易水道ごとに見ると、原価割れしてないのは上水道の方のみということになろうかと考えております。単純に計算して、58年度に料金改定した頃の松前町の人口は1万7千人でありましたので、現在人口は7千人という状況考えますと、1万人人口が減った分のコストを料金に反映させなければならないというのが、単純計算としてなっておりますけれども、それを例えば職員の人数を半分にするとか、町から政策的予算をいただくとかいう部分で、現在まで料金改定なしでやってきたという現状があるかと分析しております。

福原委員、5点と言ったんですが、5点目。給水装置工事者ということで、松前町も含めて、昨年法律の改正によりまして、指定工事店は5年ごとに更新するというふうになって、制度が変わりました。それで、これまでは一度届け出ると、もうそのままよかったんですけども、今回は5年ごとに更新が必要ということで、松前町が指定しております町外の業者も含めて、経過措置もありますけれども、初期の申請と同じような書類を持って更新手続きをするということでもあります。その中で、例えば申請したところは水道装置を取り扱うことができる資格を持った人がいたのに、現在はないとか、そういう人がいないとか、そういう部分なれば、それは指定取り消しになりますし、無届けしたまま工事をしてる部分につきましては、これは、元々ですけれども、水道については工事はできないというふうなことで、内部の規定も変えまして、今回改正致しまして、来年度から適宜

指定工事店の更新許可の指定をしていくことになっております。以上です。

○近江委員長 福原委員。

○福原委員 この1から4、その他合わせての5項目なんですけども、すごくわかりやすく、そして、結構僕は甘いんでないかなと、算定基準がね、甘いんでないかなと、工事するにしてもね。お話聞いてみたら、結構厳しく算定してるんでね。

それで、僕一番気になったのは職員数の、それで将来的には、水道課っていうのは、やはり町の中に統廃合して技術職員をおいて、そういうふうにしてコストダウンを図るような考え方っていうのはあるのか、ないのかっていう。今検討中であれば検討中でいいです、そういう考え方はないですよというのであればない、そのまず1点。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 実は職員数につきましては、水道課だけでなく、町全体も含めまして、人口がこれだけ減る中で、この職員数では将来的には成り立たないということから、管理職も含めた会議でまして、担当決めて機構改革について検討しているところであります。水道課もその中ですし、全体、教育委員会も含めた全体で今会議を開きまして、報告書については副町長の方に、町長の方に提出しております、それを基に更なる検討を含めて、来年度以降、機構改革に取り組んでいくという方向になっております。水道課につきましては、その話し合いの中でどうなったかと言いますと、ご承知のとおり、以前に水道課は建設課と統合して、建設水道課ということで、水道課の庁舎に統合されたことがあります。ただそれも2年ほどで元に戻りました。その当時の話を聞くと、何が問題で戻ったかという、役場庁舎に来たときに建設課がそこないと、町民も議員さん方も含めて、建設課がそこないとちょっと都合悪いということで、そういう話の中から一度引っ越しした建設課が、またこちらの方に戻ってきたというふうに聞いております。

そういう以前の事例も踏まえた中で、先日のうちらの方で出したことは、将来的に役場の庁舎建設等も含めて今検討されてるんですけども、そういうスペースがわいたら、前みたいな建設課が水道庁舎の方に行く合併でなくて、水道課の職員がこちらの方に来て合併すると、建設課なりと合併するということによりまして、今の事務職も含めた人数、今6人いるんですけども、減らすことも可能でないか。

それから、出納、料金の収入、支出も今水道庁舎でやってるんですけども、それもこちらに来て出納でそれを行うことによりまして、その人数も圧縮できるんじゃないかなというところで考えておりまして。

ただ、やはり日々の各白神から原口の施設の更新のことを考えますと、年代も含めて技術職員を適正に配置しないと、いろんな経験ですとか、技術ですとか、これまでの経緯等も含めて引き継いでいかなければならない。これは、厚労省の方でも問題提起しておりますけれども、松前ではないんですけども、団塊世代が大幅に大量に退職したことによって、残された職員がどこに何あるのかもわからないというような状況が、全国であちこちで発生してるというふうに聞いておりますので、そういうことのないように若い職員っていうか、上手く継続されるような職員は確保していかなければならないなど。うちらのような事務職は、2、3年で交代したりとかあるんですけども、技術職員につきましては、本当にプロとして携わって、水道を管理していくというふうな体制をつくる必要があると考えております。

○近江委員長 福原委員。

○福原委員 職員数のことではちょっと踏み込んでね、質問致しましたけども、今の専門職っていうところの部分っていうのは、大事になさったらいいんでないかなあと思いまし

た。

それで、次に、ページ39ページ、この方の資料のね、39ページ見てて、そうすつと民間資金、ノウハウ等の活用、PFI、DPOですか、それと施設整備の合理化、スペックダウン、ちょっとあんまり良くわからなかったもので。それで、先日来、宮城県が民間委託をして、20年で200億経費を軽減すると、人口減ですよ。そんなことをして民間に思いきって委託するよというふうなことだったものですから、ちょっとこのページ39ページのところで、興味があったものから、ちょっと説明してください。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 民間資金、ノウハウ等の活用ということで、やはり大きな町であります、民間としてもある程度の一定の利益が確保できるということで、民間資金を導入して、例えばPFIというふうな形で民間がその設備を整備して、それを行政が20年とか30年の契約で借り上げて運営するというような方式等もとられているところもありまして、この近くでは函館市が最近浄水場の更新にあたりましては、民間と契約致しまして、民間に浄水場を整備していただいて、管理費を市がそちらに何年かはちょっと忘れちゃったけども、20年とか30年のスパンで民間に経費を払っていくというふうな方式をとっております。

松前町の規模の場合、果たしてそれが民間にとって、投資して取り組むだけの、要はメリットがあるかどうかという部分も含めて、全くないということを経験で判断するほどの材料は、私持っておりませんので、今後もそういう、今委員おっしゃられた宮城県等の事例も含めて、いろんなことを勉強しながら可能性を検討して、もし良いコストダウンに繋がるのであれば、導入について検討すべきであろうというふうな規律をここに、そういう思いで書かさせていただきました。

また、スペックダウンということにつきましては、要は施設の合理化であります。昔の人口が多い時代に太い管で繋いでいた部分も、今そこの部分は更新するにあたって、細くても大丈夫なんだというような量の場合は、そういうことでスペックを小さくすることによって経費節減になると思いますし、また、耐用年数につきましても、今法律上では管路については40年というふうになってるんですけども、最近の技術でつくられている管路につきましては、100年もつというふうな話もありまして、先日函館の方で全国の大会、水道の全国大会がありましたんですが、水道の事業者、あるいはメーカーの方から国に対して耐用年数を、100年もつんだから、せめて80年というふうに通流も見てくださいというような要望も図られてますけれども、このことによりまして、減価償却費の軽減とかも図られる可能性もありますので、そういう部分も含めて、スペックダウンについても日々更新の際には検討していくというふうにご検討しております。

○近江委員長 福原委員。

○福原委員 わかりました。

次に、最後なんですけど、ページ47ページなんです。水道施設の統合計画案というふうに出てました。上川の浄水場、すみません、上川から汲み上げているものの浄水場、豊岡、これを廃止するってということで案としては出てるんですけど、福島町が人口4千人切ったものからね、全て浄水場なくして簡易水道にしたよということを経験したものですからね、5千人未満。それで、この浄水場方式で一括管理する方法がいいのか、今ある整備されてる簡易水道方式を、松前本町の方含めてね、そういうふうにした方がいいんでないかなあという気持ちがあるものからね、この案であれば、今館浜から札前間っていうのはなかったよね。そんなことで管が繋がってないところを繋ぐってということで

すよね、コストがかかるんで、今まで繋がらなかったけど、今回浄水場1箇所だけということでそういう考え方なんだけど、どっちがどうなんでしょうか。浄水場方式を取り入れて一括管理、それと松前町の本町の方であるその浄水場を簡易水道施設にして、今までの既存の簡易水道施設整備を生かす方法がいいのか。

上川の奥から引っ張ってる管の距離からいったら、あそこまで5キロ以上あるかい、6キロぐらいあるのかな、そうすつとその分繋いだって大したことないんだけど、それ遮断してしまうからね。けども、どっちがどうなのか、ちょっとわからないんです。そこ説明してください。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 福島町の話が出ましたけれども、福島町は、人口が5千人を切ったということで簡易水道に移行ということなんですけども、これによって、じゃあ浄水場がなくなるかということ、浄水場はなくならないで、ただ、今回それに合わせて設備を更新して、浄水の方式を若干変えたという話は聞いておりますけども、上水と簡易水道の違いは、あくまでも人口5千人以上か、それを以下がってということになりまして、今回これを統合する計画を立てた時に、今の計画ではこれを統合した頃には、人口は5千人を切るだろうなということで、将来的には松前もその頃になると原口1簡水と、松前のこっちの方の統合した1簡水、2簡水になるのではないかと推計されます。

じゃあ、簡易水道と上水道の、なぜ福島はそういうふうにしたかということ、これまでは上水道でありますと企業会計法の適用を受けなければならないということで、減価償却費も含めて、投資の関係も含めて3条予算、4条予算といった形で管理しなければならないというふうになっておりましたけれども、それが厳しくなっております。給水人口も減って、料金ではまかないきれないと。そういう場合、簡易水道にすることによって特別会計としてやることによりまして、いろんな、松前町もそうですけども、簡易水道債ということで、起債も、有利な起債も借りれますし、もし足りなくなった場合は一般会計から収入も見込めるという、原則そういうようなメリットがあると思います。そのように、今回簡易水道にしたんですけれども、先ほど話したように、国の方ではここ何年か、3年くらいを目処に全公営企業会計は、企業会計の法適用にするというふうには、水道だけではなくて下水道、あるいはその町によっては駐車場を運営しているとか、介護保険の施設を行っているとか、そういう部分につきましては、全て企業会計法を適用させていくというふうに言っております。既に、人口3万人以上の都市では、市町村では、来年度までにこの企業会計に移行しなければならないということになっておりまして、3万人を切ってる町につきましては、それから3年ほど猶予があると聞いております。そういう意味では、ここで話すのはいかがなものかと思うんですけども、福島町が簡易水道に変更したことによって、メリットというのはあまりなくなるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、松前町もこの整備をするにあたっては、簡易水道法の予算を使っていくか、浄水道の予算を使っていくかもこれから検討していかなければなりません、将来的には、5千人を切った段階で簡易水道というふうになろうかと考えております。

○近江委員長 暫時休憩致します。

---

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時10分)

---

○近江委員長 再開致します。

福原委員。

○福原委員 わかりましたけれども、先ほど企業会計のことをお話してくれました。それで、国が大体10年ぐらい先に全ての市町村にね、そのことを要求してくるかなあというふうに思ったものですからね。それで、簡易水道と浄水場のコスト、投資のコストとこの管理だよ、それと水道管の整備だとかいろいろあるんだけれども、今の現時点で、将来は国が政策でやることもあるけども、現時点でどちらがいいのかなあという考え方あります、浄水場で本町に一つあって統合した方がいいと。それと今の簡易水道が各地であるし、もううちの町もこの推定でいけば5千人切っちゃうと。そういうふうなことでいったら簡易水道の方の設備をした方がいいのかっていう、この対比、比較した場合、どっちがどうですか。まだ数字は出てませんか。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 簡易水道と上水道のコストとか管理とかの比較ですけども、上水道も簡易水道も設備の基準等は全く同じです。要は5千人以上の人が使っているか、5千人以下の人を使っているかという違いで分けられるんであって、例えば水の処理の基準、管の基準等も含めて基準は同じです。ですから、簡易水道も上水道もコストなり管理する部分については同じということと言えます。

ただ、先ほども言いましたように財源の面で言いますと、上水道については原則企業会計で、料金収入をもってやるようにということになっておりまして、一般会計から繰り入れる金額についても繰入基準がありまして、何でもかんでもやっていいということではなくております。それが簡易水道になりますと、企業会計でなくて特別会計ということで、一般会計の方の起債なりをつかった形でやっていくので、そういう面では予算、運営上そちらの方が、うちの水道事業会計からいくと楽かなというふうな部分もあります。

ただ、松前町の場合は、どっちもあるものですから、一般会計の方からは上水道については繰出基準に基づいた金額、それ以外に簡易水道分に関わる分については、原則町の政策的な予算ということになっております。最近、国の方では繰出基準外で一般会計から水道事業の方に出してる補助金については、かなり厳しい目で指導が入っていると財政局の方からも聞いておりますし、私達の情報でも来ております。というのも皆様はご承知のとおり、全国の自治体で財政調整基金なりの基金がある程度あると。それで繰出基準外の補助金を水道の方に出すことによって、料金を安く維持できるのであれば、それはそういう余裕がその町村にあるんだろうというふうな、総務省あたりはそういう見方をしていますね、そういう場合は、それなりの余裕があるのであれば、交付税を減らしますよみたいな、ちょっとそういうような指導も検討されてるといふふうに聞いております。ですから、松前町としましては、いつ国がそういうふうな方向転換をしても、自分達の料金収入なりで将来この水道を維持するような方向を早めに見つけて、それに向かって取り組んでいかなければならないと考えておりますので、再度言いますけれども、簡易水道と上水道、どっちにするかという部分について言いますと、その言うような違いしかないというようになっております。

○近江委員長 福原委員。

○福原委員 メリット、デメリットを考えると、そんなに大きい差がないという捉え方でいいですね。そうしますと、今回この統合計画、それと策定している関係でのことを考えると、議員として、その基準の見極めっていうのが、すごく難しいですよ。担当者がもう少し検討すると、そして最終的に出したいと。それが今年でなく来年度に入っていくのかね、大事なポイントなもんだから、その見極めっていうのがね、担当者は大変でないか

など思っていましたんでね。やはり簡易水道がいいと、将来の設備更新の場合、こっちがいいよという考え方で行くのか、浄水場の方がいろんな意味でね、いいというふうに考えるのか。

それと今現在原田設備さんが、簡易水道をメンテナンス中心に原田設備さんがやっていますけども、そういうふうに考えると、簡易水道にすると全町的にどっかの業者さんが一括委託を受けて、大事な、インフラの大事なね、水道を管理する。その方が、はっきり言うとコストとしては安くなるよね、考え方としては。人件費ですねよ、人件費、技術職は必ず1人か2人は、まあ3人はあれしてても置くような体制でずっと行く。そして、しがらみとしては、水道事業として将来的に、全国的に総務省が考えてるというようになれば、その時の対応策としてもまたできるだろうし、だから、その見極めがちょっと今悩んでました。何か、ちょっと指導があれば指導していただければと思います。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 今、浄水場の管理の委託の関係でお話がありましたけれども、今、江良の原田設備さんの方に委託を致しまして、簡易水道の浄水場については、管理していただいております。管理を委託して、浄水場の、例えば濾過池の清掃、あるいはそれ以外の草刈り等も含めた管理等も委託しているところでもあります。将来的に、今この計画で目指しておりますのは、1上水1簡水ですから、そして浄水場につきましても、委託につきましても、将来的には機械化も含めまして、無人化を目指しております。浄水場のあらゆる計器、状況をITと言いますか、パソコンの中で、持ち運びできるタブレットで管理できる、そういう技術はもうありますので、将来的にはそれを導入することによりまして、管理委託等もなくしていくということで経費節減を図っていきたくて考えているところです。

いずれにしても全国的に言うか、北海道的にいくと、昨年水道法の改正によりまして、北海道は水道の広域化というものを目指して、今計画をつくらうとしております。この広域化というのは、近隣町村を含めて統合するという計画であります。ですから、これからそういう話がどんどん出てくるんですけども、松前町にあっては、一昨年まで木古内から江差まで6町で広域化に関する調査を実施しておりまして、その報告の中では、松前町の場合は近隣町村との統合は厳しいと、ハード的にはですね。ですから、これからは、ソフト面での協力を広域的に取り組んでいきたいと思いますというふうな方針が打ち出されております。

それで、この中で、道の方で今これから全道的に広域化計画をつくる中で、それじゃあ松前町さんはどうするんですか、このままでいいんですかっていうような問い合わせがきた時には、松前町としてはこの経営戦略を示しまして、将来的にはこういう方向で松前町は考えておりますので、道の広域化の計画の中では、松前町はそういう町内で統合を目指すということで、位置付けで計画してほしいというような部分を示すためにも、現在松前町としての将来的な方向性をまとめているところでもありますので、ぜひともそちらの方向について、委員各位のご理解を賜ればと考えているところでもあります。

○近江委員長 福原委員。

○福原委員 そうしますと、今のお答えでいきますと、ランニングコスト、特にメンテナンスと管理、全体的な管理っていうのは、コストは、ランニングコストは毎月のコストですね、それは軽減できるよというふうにニュアンスで聞きました。しかし、管の老朽化による更新の投資、それと施設設備の老朽化による投資、それは随時、必要に応じて。

この二つ、それともう三つ目として、料金はそんなにアップしないよっていうふうなニュアンスで、水道料金、そんなに将来的にアップしないで、こういう考え方であればいい

るよっていうことで捉えていいでしょうか。お願いします。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 施設の更新工事、老朽化施設の更新については、随時やっていかなければなりませんので、この経費の節減については、先ほど言った管理に修繕に比べますとなかなか難しいんですけども、今考えておりますのは、その管でも布設してる場所の状況、土地柄と言いますか、そういう状況で、例えば40年もつものが50年もつたり、40年もつと思われたのが30年で駄目になったりというような部分があると聞いておりますので、そういう部分でいつこの管路を更新するかっていうのは、普段の修繕、漏水等の修繕等を行ってるうちの職員の経験なりを踏まえて、優先順位と言いますか、そういうものを決めることによりまして、長く使えるものは長く使う、早く直さなきゃないところは早く直すということで、普段の漏水の修繕料の圧縮も含めて、適切に管理していきたいと考えております。

料金アップにつきましては、資料にもあるとおり、今回提出した資料でもあるとおり、20%を上げることによりまして、とりあえず10年間は赤字は出ないよというような試算です。その後になると、多分赤字になるというふうな、こういうトレンドって言うか、下がってきますので、10年経った後は赤字になりますよ。ただし、資料で一番最後のページにもつけましたとおり、現金がある程度残りますので、赤字が出たとしても何年間は大丈夫です。その頃になりますと、いろいろな状況も変わっておりますので、人口も予想どおりに減ってしまっているのか。それとも、何かかにか時代の変化で違う要素も出てくるかも含めて、料金については20%上げたらもう上げなくてもいいということでは決してなくて、私どもと致しましては5年ごとに改定していかなければ、将来的にはゆるぎないのかなっていうふうな雰囲気は持っております。以上です。

○近江委員長 その他に質疑ございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 今、福原委員が長々と質問しましたんでね、質疑しましたので、私簡単に、簡単に課長の見解を聞かしてもらいたいと思います。

この経営戦略、さっきもちょっと話したんですけども、これは、議決の必要も承認の必要もありませんということを知りましたけど、これは間違いありませんかということが、まず一つです。

この経営戦略というのは、令和元年度中につくって、松前町として、あるいは水道課として持つておかなければ、将来っていうか次年度以降の起債だとか、交付税に影響していくよと、つまりペナルティあるんですよっていうふうな受け止めたんですけども、それでいいんでしょうか。

つまり、松前町の水道課、松前町でこの経営戦略を10年間のもの立てていけば、これでもう、つまりペナルティはないだよというふうなことで受け止めていいのかどうか、この1点だけ答弁してください。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 経営戦略につきましては、以前から国につくるようにと言われてまして、令和2年度、来年度中につくるようにというのが国の指導でございます。ペナルティにつきましては、今のところ示されておりますのは、令和元年度以降企業債を借りる場合は、この経営戦略策定が前提となりますよということと、それと耐震化の交付税を使う場合も、この経営戦略の策定が条件になりますというふうな言われております。耐震化の交付税につきましては、松前としては今使っておりませんので、そちらの方は直接的な影響は受けな



いんですけども、将来的に浄水場などの整備に関わってくると、この交付税も活用しなければならぬと思っておりますので、経営戦略は、そのためにも受けるということと、これはペナルティと言っていいかわかりませんが、令和元年度中に策定することが決まってるんですけども、つくってない町村の公表は令和2年度からやるということで、来年になりますと、秋頃に全国でこことこことこの町は、まだつくってませんよというふうに発表になるものですから、私どもと致しましてはその中に入りたくないなという気持ちがありまして、今年度つくろうということで取り組んでいるところであります。

○近江委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 俺、勘違いしてたんだな、そしたら。令和2年度中につくれば、この経営戦略つくればいいということになってるの。俺、元年度中につくんなきゃペナルティくるよって聞いているんだから、あれ、変だなと思いつながら今聞いているのさ。ただ、平成元年度中につくらなければ、平成2年度からペナルティっちゅうかね、そういう肩身の狭い思いをする、あるいは起債も交付税もつかない可能性もあると、こういう受け止め方でいけば正しいのかな。これ、ちょっと正しいか正しくないか教えてください。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 来年度からの耐震の交付税を利用する前は、経営戦略策定が条件になるということと、それ以降の、令和3年度以降の起債を借る場合は、経営戦略の策定が前提になるということで、元年度中につくらなければ松前に何か支障あるかということ、交付税今使ってませんので、特にはないんですけれども、先ほど言った策定しない町の公表等で国の方が指導してきますので、早めにつくろうということで今年度取り組んでおります。

○近江委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすれば、元年度中につくらなきゃならないってのは、名前公表されれば迷惑だ話だと、こういう受け止め方だけでいいですね。それと交付税だとか、起債だとかに影響くれば困るなという判断で、元年度中につくって松前町で持っておくと。議会の議決も承認も必要ないし、松前町で持っていればいいんだと、こういうことで受け止めておいて正しいかどうか、答弁してください。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 そうですね、基本的には令和2年度中に策定するというのが国の指導です。ただ、これもよくある話なんですけど、令和2年度の後半になって、まだ全国的に2割から3割がまだつくっていないということになると、何らかのペナルティを加えたうえで延長することはあり得ると思います。ただ、松前町としては、その国の指導は別に、早めに方針を決めて、早めに取り組んでいかなければならないという危機感も持っておりますので、今年度中に策定をするということです。

それで、委員おっしゃられるのに、議会の議決も承認もいらないんだねと言われると、大変寂しい思いがします。私どもと致しましては、これを機会に議員の皆様方に水道の現状を把握していただきまして、今後ともこの水道関係の事業の推進にあたりまして、予算の確保も含めて、いろんな面で力を貸していただきたいという思いで今回臨んでおりますので、何卒よろしくお願い致します。議員の皆様方のこの調査の報告次第では、胸を張って町民の方に公表することになっておりますので、今年度中にホームページ等踏まえて、この経営戦略が問題なく公表できることを目指しておりますので、ご理解よろしくお願い致します。

○近江委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 委員長の口述、今ちょっと読んでみるから。令和元年度中の経営戦略の策定

を計画しているところであり、議会としても将来における水道事業の目指すべき方向について調査をしたいと、こう委員長口述で言ってるんですよ。私もそのとおりだと思うんです。だから、元年度中にやらなきゃ駄目なんだねと、こういうことを確かめておきながら、あなたに今質問してるわけです。よくわかりました、了解しました。

○近江委員長 その他質疑ございませんか。

西川委員。

○西川委員 本当に大変、何て言うかわかりやすく、現実的で、しかも説得力のあるこの経営戦略は、よくつくったもんだなと思って感心してました。

だけど、ただ一つだけね、気になることがあります。先ほどのやりとりの中で技術職員がね、30年前から半減したということで、我々も随分役場の技術職員には今まで助けられてきました。まして、これからですね、予想もつかないような天変地異もあって、いっどんな災害あるかわからないということでね、この技術職員の確保だけは、本当に危機感を持って確保してほしいなということだけは、お願いしておきたいなというふうに思います。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 ありがとうございます。本当に、今回の台風での全国的な被害を見てても、職員数が減ってることによりまして、対応が遅れてるという話も聞いております。松前町と致しましても、ここ最近、近隣町村の状況を見ましても、この水道技術職員を募集をしても応募がないという状況が聞こえてきております。そういうことも含めて、町長とも協議しながら、早め早めの対策をしていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

○近江委員長 その他質疑ございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 平成6年度から20%っていう数字出してます、水道料金の話ね。これ、一気に20%上げるということになるんですか。それとも、令和6年度は10%、その次の年は15%とか、その次20%とかっていう、段階的にやるっていう方向は全く考えていないんですか。その辺は教えてください。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 今の水道課としては、10%上げたとしても、またすぐ上げなければいけない状況もありますので、将来的な水道事業の内容を十分説明したうえで、20%以上は上げなければならないというふうに考えております。

これまでの改定も、58年の時もそれ以上の改定しております。ただ、その頃は人口もある程度増えるという予想の基に、まだまだ整備しなければならないという町民の理解も得られた中での値上げだったと思いますけれども、それと同じような形で、現状を説明したうえで20%ということを考えております。

最近、料金改定をしてる全国の自治体を見ましても、20%、30%を何とか改定ということで、この間新聞に出てましたが、室蘭市が20%の値上げを今行うというような話もきておりますので、できればそっちの方向で進めたいと考えております。

○近江委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これ、課長ね、20%一気に上げるったら、これ大変な町民の批判食うことになるんですよ、事前になんぼ説明しても。仮に月に5千円の水道料払ってる人は6千円になるわけですよ。年間1万2千円の負担増になるんですよ。だからこれも、現実的に20%にする段階でね、この程度でどうですかっていうようなことを十分町民に、あるいは議

会にも説明してもらいたいと思いますよ。私は一気に20%上げるのは反対しますのでね、よく検討してみてください。答弁はいりません。

○近江委員長 その他質疑ございませんか。

梶谷委員。

○梶谷委員 未だに企業会計が理解できなくているんだけど、自分の理解してる範囲で疑問がある点、お尋ねしたいと思います。

まず始めに、この企業会計はね、3条予算と4条予算で成り立ってますよね。今の3条予算の方はね、すごく理解しやすいんですよ。4条予算はね、やっぱりいろんな建設改良だとか、そうしたものをやって、結果的にこの4条予算の中だけではバランスはとれないよね、必ず補填しながら、これは全体のバランス考えて。そういう見方からするとね、この水道会計の黒字決算の中でね、黒字決算はわかるさね、流れからいけばね。だけど、純利益っていう考え方がちょっとわかんないだよね。結果的にね、これを3条予算でプラスなものは、この4条予算の補填のためにね、これ最終的に使われますよね。ということは、全体見たらこの純利益っていうのは水道料金にあるの。その辺がね、ちょっと理解ができないんだよ。会計的にはね、黒字決算だっけのは理解できるけども、企業会計全体の中で純利益っていうのは、こういう姿であるのかなっていう疑問が一つと。

それから、せっかく立ったんですから質問を続けたいと思います。特にね、この4条予算の方で、いただいている資料の中では水道施設の老朽化に対応する、全部やるとすれば130年かかるってね、そういう資料をいただいていますけどね、そうするとこれの予算の立て方ってのはね、どういうふうに理解したらいいんだろうね。いただいている資料の中からね、特に4ページのね、これ新しい資料だね、新しい資料の4ページの損益勘定、いわゆるこれ4条予算ですよ。その留保金の推移が示されているんだけど、この中で受入額補填財源とあるんだけど、これは、まあ今までの形からいけばね、内部留保だとかそういうことで対応してるんだけど、こういう計画を立てる時には、これはどういう財源を考えてやっているのか。これ2点目ね。

それからあとはね、この3条予算の方でもそうなんだけども、黙っていれば令和7年度に収支バランス崩れますね、そのために今いろいろ対策してるんだけど。そして、いただいた資料の2ページに、この改正をすることに、料金改定をすることによって、これからのバランスを保っていきますよというグラフが示されているわけ。ところがこれはね、令和11年までしか出てないんだけど、この改定をすると、想定では何年ぐらい先までこのバランス保ってける計画なんですか。これ3点目ですよ。とりあえず3点お尋ね致します。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 まず、純利益の考え方ということで聞いております。純利益につきましては、黒字が出るのであれば料金上げなくてもいいんでないかというふうに考えられがちなんですけれども、この純利益の中身と言いますのは、基本的には水道料金を予算立てる時に厳しく収入を見ております。それを少し超えた分、それと現在では冬場の修繕料も含めて、修繕料を予算を見ております。それが、運良く修繕を全部使わなかったということで、修繕料だけでなく不用額が出ます。この料金の増えた分と不用額がこの純利益ということになっている状況であります。

それで、じゃあ、その純利益についてはというと、やはり、たまたま利益として残ってるだけで、これが何かあったら、例えば何か災害なり修繕、大きな修繕箇所が出た場合には補正をしてそれに対応したりする場合は、この純利益は多分出ないことになろうかとい

うふうに考えております。

もう一つ、今回お示しした資料で説明したかったのは、損益勘定留保資金が赤字になった場合は、この純利益を貯めた分の現金の方から補填していかなければならないので、この純利益については、黒字だから料金を改定しなくてもいいという状況でなくて、将来的なことを考えた場合は、ある程度の純利益を確保する必要があるので、このような計画に、将来的には料金改定も検討しなければならないということを理解していただくために、資料を追加させていただいたところであります。

老朽化施設が、現在の0.7%の更新率では、本当に100何十年かかるという単純計算になるんですけれども、これにつきましては、説明しているように法定対応年数を超えても若干の修繕をすることによって、今でも耐用年数を過ぎて使ってる管路もありますので、そういう部分の使えるものは長く使っていくということで対応しておりますので、何とか今水道供給できてる状態となっております。

ただ、これについては、いつまでじゃあもつのかと言うと、本当にいつ、どこで大きな漏水が発生するかということは、常にそういう危険はありますし、現に大都市では大きな漏水、あるいは道路の陥没等も発生しておりますので、松前町としては、そういうことがないように、常に日頃の維持管理も含めながら、そういういざという時の対応含めてできるように、委員ご存じのとおり、そういう時のための貯蔵品につきましては、他の町村に比べますと、何があっても対応できるような貯蔵品は、倉庫の方にストックしてあるというようなことも取り組んでいるところであります。

料金改定した場合、じゃあ何年いくのかということになりますと、実は、この20%上げることによって、令和11年度以降は3条予算では赤字になることが見込まれております。それまでの間に、どの分野でコストダウンができるかどうかという部分にもかかっておりますけれども、そういう部分ではこの部分で、今の現状では11年度以降となっております。

ただ、私どもが今考えておりますのは、松前浄水場の点検するための機械類が更新時期を迎えておまして、それに合わせて少し設備投資をすることによって、松前浄水場の管理については無人化を目指せるというふうに考えております。例えばの話ですが、そういうことによりまして、年間何百万か浮かせることができます。それが、じゃあ11年以降が赤字、12年から赤字になるところが15年までになるとか、そういうふうな積み重ねで合理化を進めていかなければならないと考えております。

先ほども説明したとおり、じゃあ、3条収益で赤字になったからといって、じゃあもう駄目かと言うと、現金が残されおりますので、5ページにありますとおり、現状のままでも令和11年度には現金の残は1億6千万ほどあると推計しております。そういう意味では、それでも何とかという話にはなりません。ただ、今の松前町水道事業の年間の事業を見ますと、1億5千万程度で毎月の支払いを、お金を回しているような状況であります。その他に1億5千万以上の定期として積んでる現金がありますので、この令和11年度のこの残高、1億6千万ということになりますと、普段運用している金額の額とかなり近いので、もうこれ以上の余裕はないということになりまして、先程来言ってるように、どっかの箇所で大きな漏水等発生した場合の応急対応となりますと、大変厳しい状況が見込まれます。そういう意味でも収入を確保することによって、下の表にありますように、10年後でも何とか3億に近い現金を確保するように、ご理解を賜っていただかなければならないという危機感を持っているところであります。

○近江委員長 梶谷委員。

○梶谷委員 1点目の水道事業のね、純利益っていう考え方は、私は最初に言いましたように、3条予算と4条予算くるめて水道事業だと。これを見るとはっきり理解できるのは、3条予算の方のね、収支バランスっていうのは、今は純利益って表現しているけども、これ純利益じゃないんでないかなど。なぜならば、当然それは4条予算の方の補填に、最終的にはね、内部留保しながら補填に使われるんだから、事業全体としては純利益っていうのはいかなものかって。これは、なかなか明快な説明できないと思いますから、課題にしておいてください。

それからね、今2点目のこの料金改定をした場合のね、この収支バランス保てるのは、赤字発生するのは11年頃って言いましたか、11年って言いましたか、令和11年ね、12年、ああ、そうですか。ちょっとはっきりしてなかった。そうするとこの時点では、また料金の見直してことになるんですか。斉藤委員も質問してましたけどね。

それからもう一つね、この4条予算の補填財源、これはずっと見てくと、いただいた資料の限りでは、大体年間7千万から8千万ぐらいの財源見てますよね。まあ、内部留保の金額も変わってくると思うけれども、この財源としてはそれ以外に何かあるんですか。大体今までのような補填の仕方、こういう料金改定したから、何か別なものがあるっていうことではないんでしょう。その辺、二つだけをご答弁願います。

○近江委員長 水道課長。

○高橋課長 純利益については、それ以外の形で、例えば原価償却費の方のような形で留保できるかどうかっていうのは、ちょっと勉強してみたいと思います。純利益という、今のところではそういうくりしかないとということで、ご理解願いたいと思います。

補填財源、3条については、現在は起債と、それから簡易水道にかかる起債の補填として、一般会計から繰出基準に基づいていただいていた補助金、それということになります。簡易水道の起債の償還については、その償還分の一部を一般会計から繰り入れしてもらっているということになります。

他会計負担金ということで、松前では今いただいているのは、消火栓の更新工事にあたりまして、西部組合、渡島西部事務組合ですね、消防の方からいただいている負担金のみとなっておりますけれども、今のところは補填、4条予算については、収入はそういう、だけとなっております。補填財源と致しましても、ここに書いてありますとおり、原価償却、資産減耗等で義務として積み立てしなければならないもの、あとは消費税分。この長期前受金戻入金については、過去の補助金の関係ですので、これもこのままということになっておりまして、じゃあ、これに対して補填財源を何か他に見込まれるかという、もしそういう質問でしたら、今のところはないということになります。

○近江委員長 その他質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○近江委員長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

次に、次回までに要求したい資料はございませんか。

ございませんか。

特にないようでありますので、次回の委員会の資料等については、正副委員長にご一任をいただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○近江委員長 ご異議なしと認め、そのようにしたいと思います。

お諮り致します。

本日の委員会は、これをもって閉会致したいと思います。これにご異議ございません

か。

(「異議なし」という声あり)

○近江委員長 ご異議なしと認め、次回の委員会の開催日、資料等につきましては、正副委員長に一任願います。

よって、本日の委員会は、これをもって閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時54分)